

紀美野町第3回定例会会議録

令和元年9月10日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 82号 | 平成30年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第 83号 | 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 84号 | 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 85号 | 平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 86号 | 平成30年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 87号 | 平成30年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第 88号 | 平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 議案第 89号 | 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 議案第 90号 | 平成30年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第13 | 議案第 81号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について) |
| 第14 | 議案第 91号 | 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第 92号 | 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について |

- 第 1 6 議案第 9 3 号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 1 7 議案第 9 4 号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 9 5 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 1 9 議案第 9 6 号 物品購入契約の締結について
- 第 2 0 議案第 9 7 号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 1 議案第 9 8 号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2 号）について
- 第 2 2 議案第 9 9 号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予
算（第 2 号）について
- 第 2 3 議案第 1 0 0 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号
について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君

10番 美野勝男 君
11番 美濃良和 君
12番 伊都堅仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局 長 中 谷 昌 弘 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、先月の台風１０号並びに九州北部を中心とした記録的な豪雨、また昨日の台風１５号により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。謹んで亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

ただいまから、令和元年第３回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、５番、七良裕光君、６番、田代哲郎君を指名します。

◎日程第２ 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 改めまして、皆さん、おはようございます。去る９月３日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日から２５日までの１６日間とし、開会日は１８日、１９日、２０日及び２５日と決定しました。

議事日程については、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は９月１１日午後２時までといたします。

次に、産業建設常任委員会を９月１２日午前９時３０分から、総務文教常任委員会を９月１３日午前９時３０分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日本会議終了後に開催したいと思います。

次に、議会活性化特別委員会を９月１８日本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集特別委員会を９月１８日、議会活性化特別委員会終了後に開催したい
と思います。なお、議事の進行上、日程を順次繰り上げ、また繰り延べる場合もありま
すので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から９月２５日までの１６日間とし
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から２５日までの１６日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告及び教育委員会より平成３０年度事務
事業分事務執行状況点検評価報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであ
ります。御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配付しておりますとおり、陳情文書表のと
おり産業建設常任委員会に付託しましたので、御報告します。

本定例会に提出されました案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者
の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりま
したことに對し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、例年お盆期間中には、多くの方々が紀美野町に帰省され、御家族とのふれあい
やきみの夏祭りを楽しんでこられました。しかし、ことしは台風１０号が８月１５日に

西日本に接近したことで、夏祭りが中止となり、夏祭りを心待ちにしておられた方々には大変残念な思いをおかけいたしました。また6月から準備を進めていただいていた実行委員会の皆様方には、例年になく御苦勞があったこととお察しいたします。ただ、台風10号による大雨や強風による被害がほとんどなかったことがせめてもの救いでありました。

また9月7日と8日には、議員の皆さん方にも御臨席をいただき、敬老会や町民癒やしのコンサートを開催をいたしました。美里地区・野上地区合わせて約680名の皆様に御出席をいただき、大変楽しんでいただきました。

いよいよこれから本格的な台風襲来の時期ですので、防災・減災対策には、今までの教訓を生かし、さらに緊張感を持って取り組んでいくとともに、住民の皆様と連携を密にしながら、災害への備えをさらに強化してまいりますので、議員の皆さん方の御協力をお願いいたします。

さて、その後の行政報告を申し上げますと、7月には新神原団地が完成をし、9月下旬から入居が始まります。8月には町道平中通2号線が完成をし、車の対抗がしやすくなりました。9月後半には志賀野出張所が完成する予定でございます。また建築中の神野保育所につきましては、来年1月末完成に向け順調に工事が進んでいるところであります。

また、10月から始まる国の3歳児から5歳児までの幼児教育・保育無償化に合わせ、町独自の施策を展開し、保育所に通われる児童を持つ世帯や在宅で子育てをする世帯の両方に支援を行い保護者の負担軽減を図ります。

具体的に申し上げますと、きみのこども園・神野保育所に通われている2歳児までの児童も含め保育料は全て無料とし、あわせて児童の給食費の負担も全て町が負担する方向で考えてございます。また、児童発達支援等を利用している障害児の利用料についても全て無料とし、給食費については月8,000円程度を上限に無償化してまいります。

さらに保育所へ入所せず家庭で子育てをしている世帯についても、1歳を超え3歳となる年の年度末まで月1万円の支援を行う町独自の事業も実施をいたしまして、子育てしやすいまちとして若い世代の移住・定住につなげてまいりたいと思っております。

また、星の動物園の環境をさらに充実するため、星空展望デッキやプラネタリウム棟を整え、さらにバンガロー周辺整備のための測量設計委託料2,478万5,000円を補正予算案に計上をさせていただいているところでございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第 8 1 号から議案第 1 0 0 号までの 2 0 件でございます。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める案件、平成 3 0 年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の承認をいただく案件が 9 件、町条例の一部改正に係る案件が 5 件、防火服購入契約の締結についての案件、令和元年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が 4 件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、過日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会
が、町内の所管事務調査を行っていますので、各委員長から調査結果について報告願
います。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇)

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 去る 7 月 1 7 日に行われました総務文教常
任委員会町内所管事務調査について報告を行います。

まず、野上小学校を初めとして、小川小学校、下神野小学校、野上中学校並びに美里
中学校と町内 5 校に伺い、授業風景を拝見し、教育目標の説明を受けました。

各小学校では、学校生活の経験に基づいた正しい理解と自主的な精神を養い、日常生
活に必要な理解や能力と健康で心身の調和を図るため、さまざまな創意工夫がされてい
るものと感じたところであります。

また、中学校では、小学校の基礎教育の上に立って、心身の発達に応じた教育を目標
とした特色のある授業風景を拝見し、自主的で実践力のある心豊かな生徒の育成に取り
組む先生方の姿に共感をいたしました。

次に、みさとの湯かじか荘では、指定管理者による施設の利用者の確保やサービス向
上に向けた取り組みと業務内容、また集客状況や地元雇用の努力などについて、担当課
長及び社長から説明を受けました。

宿泊人数については、平成 3 0 年度において 5, 2 6 2 人で、対前年度 3 7 9 人の減
と、年々減少傾向であります。

しかしながら、毛原オートキャンプ場は、平成30年度において5,582人で、対前年度906人の増となっている状況であります。

本年度においては、宿泊人数なども前年度よりふえているとの説明でありました。

丹生の都プロジェクト株式会社が指定管理しており、館内スペースの有効活用や、地域のまちづくりにも貢献する取り組みと、みさと天文台とタイアップした事業の展開並びに文化センターみさとホールを利用した合宿誘致プロジェクトの受け入れなど、宿泊やレストラン利用だけに頼らない新たな来荘喚起を期待するところであり、公共施設の維持、更新コストの縮減に、なお一層努めていただくようお願いするところであります。

地元雇用に関しては、現在19人を雇用しており、今後も民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図りながら、紀美野町唯一の公共の宿泊施設として、地域の活性化に向けた取り組みをお願いするところであります。

毛原オートキャンプ場については、管理棟、炊事棟並びにあずまやなどを視察いたしました。

次に、みさと天文台では、平成7年オープン以来、星空ツアーや施設見学ツアーを提供している施設で、奇跡の星空スポットとして、皆様に利用され入館者並びに星空ツアー参加者は、いずれも年を重ねるごとに増加の傾向であるとの説明を受けました。

最後に、美里支所において、災害備蓄物資の状況について、総務課長及び担当者から説明を受けました。

特に、大きな災害が発生した避難所においては、食料などの不足が起こることも懸念され、被災地以外からの支援を受けられるまでに日数を要することも考慮して、余裕を持った準備が必要であると考えるところであります。

災害備蓄物資の状況であります。保存食については10種類、約1万600食、飲料水については約1万500本、その他備蓄物資として、主なものとして、造水機2機、発電機52台、簡易トイレテント50張、消臭固化材トイレセット3万7,500個、給水袋5,000枚、並びにおむつ288枚などを備蓄しているとのことでありました。

また、状況によって避難所への配送が難しいケースも考えられることから、町内7カ所に分けて保管しているとの説明でありました。

自治体には備蓄物資が保管されているものの、あくまで補助的なものと考え、町民みずからが防災意識を高め、日ごろからいざというときに備え、適切な対応がより重要であると改めて感じたところあります。

以上で、総務文教常任委員会町内所管事務調査委員長報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業建設常任委員長、向井中洋二君。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇)

○産業建設常任委員長 (向井中洋二君) それでは、委員長報告を行います。

去る6月25日に行われました産業建設常任委員会町内所管事務調査について報告を行います。

最初に、くすのき公園現場にて建設課長より説明を受けました。

現在、公園内のトイレにつきましては、ひかり作業所に委託をし清掃並びに衛生管理に努め、遊具については定期的に点検するなど、年間を通して適正かつ安全に維持管理されており、平成27年度に駐車場も整備され、町民が憩い、また遊びを楽しめる場所として大切な施設であると改めて感じるところであります。

次に、紀美野ふるさと農園に伺い、産業課長より説明を受けました。

この農園は、平成22年に開設され、区画数は18区画、1区画の使用料は年間1万2,000円で、面積が約30平方メートルとの説明を受けました。

6月1日現在の利用状況は、5区画でありました。

農園の管理は、駐車場も含めシルバー人材センターに委託し、常時貸し出し可能の状態にしているとのことでありました。

また、園内には簡易休憩所、農機具収納庫、簡易トイレ、水道施設なども整備され、農具も管理機やくわなどを整備し、適正に管理されておりました。

紀美野ふるさと村運営協議会が、遊休農地や空き家などを利用し、田舎体験を通じて、地域活性化や移住・定住につなげていくための事業を目的として行っているもので、今後さらなる情報発信に努めていただきたいと思います。

次に、下佐々浄水場に伺い、施設の現状について水道課長より説明を受けました。

現在の施設は、昭和48年2月に完成し現在に至っており、完成後47年が経過し老朽化が著しい状況であります。

議員各位も御承知のとおり、6月議会で可決されました上水道事業変更認可設計業務委託料によって、これからも安全・安心でおいしい水の安定供給を実現させるため、耐震化や長寿命化を考慮した施設の更新計画を進めているとのことでありました。

次に、梅本地区の土砂災害復旧工事の現場並びに奥佐々地区の地すべり対策工事の現

場をあわせて伺い、建設課長より説明を受けました。

両工事とも、平成２９年１０月２２日の台風２１号により被害を受け、現在工事中で、梅本地区土砂災害復旧工事は、平成３４年３月に完成を予定しております。奥佐々地区地すべり対策工事に当たっては、平成３３年３月完成予定とのことと聞いております。

関係地域住民の方々には、一日も早く安全で安心な生活を送っていただけるよう、早期の完成が望まれているところであります。

さて、今回の調査を終え委員会として、まず、くすのき公園に関しては、園内の雑草の維持管理について、もう少しきめ細やかな除草対策が必要ではないか、また落ち葉が道路上に飛散しないような対策も必要ではないかという意見がありました。

また、紀美野ふるさと農園に関しましては、駐車場への進入道路が狭く、出入りがしづらいのではないかと意見がありました。町内外を含め利用される方々にとって、ふぐあいである部分も確認することができ、改善すべき点については、今後も良好な維持管理に努められることを期待するところであります。

以上で、産業建設常任委員会町内所管事務調査委員長報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告は、９月１１日、午後２時までに提出を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第８２号 平成３０年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第５ 議案第８３号 平成３０年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第６ 議案第８４号 平成３０年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第７ 議案第８５号 平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第８ 議案第８６号 平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第９ 議案第８７号 平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１０ 議案第８８号 平成３０年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

◎日程第 1 1 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 4、議案第 8 2 号、平成 3 0 年度紀美野町一般会計
歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 1、議案第 8 9 号 平成 3 0 年度紀美野町簡
易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、8 議案を一括議題とします。

説明をお願いします。会計管理者、北山君。

（会計管理者 北山 仁君 登壇）

○会計管理者（北山 仁君） ただいま一括議題とされました、議案第 8 2 号から
議案第 8 9 号について御説明を申し上げます。

平成 3 0 年度紀美野町各会計の歳入歳出決算につきましては、去る 8 月 5 日、6 日、
8 日の 3 日間、監査委員の決算審査を受け、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意
見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、逐次、会計ごとに御説明をさせていただきたいと思いますが、最初のみ議
案書の朗読をさせていただき、以下、議案第 8 3 号から議案第 8 9 号までの朗読は省略
させていただきますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 8 2 号、平成 3 0 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、標記決算を別冊により、別紙監査委員の
意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 1 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、議案第 8 2 号、一般会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の 2 ページをお開きください。

決算書の 2 ページから 5 ページにわたりまして、紀美野町一般会計の歳入の決算書で
ございます。

第 1 款町税でございますが、調定額 8 億 4, 5 9 6 万 2, 5 3 3 円、収入済額は 8 億 2,
3 2 0 万 4, 8 4 2 円、不納欠損額は 8 4 万 8, 7 5 3 円でございます。

不納欠損でございますが、滞納の対象者に町による財産調査及び滞納処分を行ってご
ざいます。

また回収が困難と判断した案件につきまして、徴税業務を和歌山県税事務所または和

歌山地方税回収機構へ移管をしてございます。それでもなお完納に至らないものは、滞納処分の執行停止をいたしております。その後、徴収の見込みがないものを今回不納欠損といたしました。

次に、町税1款1項町民税ですが、調定額3億3,921万3,688円、収入済額3億3,287万4,460円、不納欠損額は8万7,709円でございます。

個人住民税の徴収率でございますが、現年課税分で98.86%、滞納課税分で44.94%でございました。町民税の収入済額は平成29年度と比較して、10万107円の増、率にして0.03%とほぼ横ばいとなっております。

続きまして、1款2項固定資産税でございます。固定資産税の調定額4億2,886万8,722円、収入済額は4億1,505万4,209円、不能欠損額は64万660円でございます。

固定資産の徴収率でございます。現年課税分で98.94%、滞納課税分で29.68%でございます。

固定資産税の収入済額は平成29年度と比較して1,538万4,801円減、率にして3.57%の減額となっております。減額の主な理由といたしまして、土地の評価がえによる減額や償却資産の減価償却による減額によるものでございます。

以上、町税の主なものについての御説明を申し上げます。

少し飛びまして、10款でございます。地方交付税でございますが、調定額、収入済額とも37億8,432万8,000円でございます。

平成29年度と比較して8,690万7,000円の減、率にして2.24%減となっております。

減額の主な理由でございますが、普通交付税においては、合併算定がえの縮減による影響や、地域経済・雇用対策費の減額によるものでございます。

特別交付税におきましては、北海道胆振東部地震等の災害復旧支援で被災地へ交付金が集中したことによる減額となっております。

続きまして、4ページ、5ページをごらんください。

13款使用料及び手数料でございますが、調定額1億5,637万5,241円、収入済額が1億5,276万7,851円、収入未済額が360万7,390円でございます。

収入未済額につきましては、公営住宅使用料で353万4,000円、町営駐車場使

用料で7万3,391円が収入未済額となったものでございます。

使用料及び手数料の収入未済額ですが、平成29年度と比較して6,850万9,805円増、率にして81.31%の増額となっております。

増額の主な理由につきましては、建設残土処理手数料で、平成29年度より6,726万円の増額がありました。これは国土交通省所管の河川改修工事による建設発生土の受け入れ手数料が増額となったものでございます。

続きまして、14款でございます。国庫支出金でございますが、調定額は3億7,864万1,049円、収入済額が2億5,973万8,049円、収入未済額が1億1,890万3,000円でございます。

収入未済額でございますが、この収入未済額のうち、1億1,258万3,000円は、社会資本整備総合交付金の交付で町営住宅の新築住宅に係るものでございます。これが令和元年に繰り越されたため収入未済額となっております。

続きまして、一般会計歳出について御説明を申し上げます。

決算書の6ページをお開きください。

6ページから9ページにわたりまして紀美野町一般会計の歳出について記載をしてございます。

1款議会費、支出済額でございます。8,252万6,230円。

2款総務費、支出済額は7億4,085万726円。

翌年度繰越額は1,850万円でございます。翌年度繰越額の主なものとして旧真国小学校等の改修工事費が繰り越しとなったものでございます。

3款民生費、支出済額は14億3,615万919円。

翌年度繰越額は340万3,000円、翌年度繰越額は、高齢者施設等のブロック改修工事支援事業が繰り越しとなったため、その事業の補助金が繰り越されたためでございます。

4款の衛生費でございます。支出済額は10億8,653万7,832円。

5款農林水産費、支出済額でございます。3億6,598万130円、翌年度繰越額は4,853万7,000円でございます。翌年度繰越額につきましては、経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で421万1,000円、地籍調査事業の追加補正による測量業務委託費で2,559万6,000円、水路機能保全計画策定業務委託費で1,000万800円繰り越しとなっております。

6 款商工費でございます。支出済額が 4,311 万 8,345 円でございます。

7 款土木費、支出済額は 5 億 8,734 万 2,102 円でございます。翌年度繰越額は 2 億 8,553 万 5,000 円でございます。翌年度繰越額、主な内容につきましては町道改修事業で 2,579 万 9,000 円、新神原団地の造成工事及び新築工事の設計費で 3,222 万 9,000 円、新神原団地の新築工事費等で 2 億 2,516 万 8,000 円、建設残土処理場の工事費で 737 万 1,000 円となっております。

続きまして、8 款消防費です。支出済額が 3 億 9,731 万 7,090 円でございます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

9 款教育費でございます。支出済額は 3 億 9,907 万 5,580 円でございます。

翌年度繰越額が 3,137 万 5,000 円でございます。

翌年度繰越額の主な内容につきましては、小川小学校空調設備設置工事等で 3,040 万 7,400 円が繰り越しとなっております。

10 款災害復旧費、支出済額が 5,342 万 5,540 円でございます。

10 款の災害復旧費の支出済額につきましては、平成 29 年度比で 1,285 万 1,860 円の増、率にして 19.2% の増となっております。

増額の主な理由につきましては、町道中田大谷線道路復旧工事 2,590 万 1,400 円など、平成 30 年度には台風や豪雨災害による復旧工事が増えたためでございます。

11 款公債費、支出済額につきましては 12 億 5,565 万 5,219 円。

12 款諸支出金につきましては、支出済額は 2 億 6,855 万 8,259 円。

13 款予備費については、支出済額はございません。

恐れ入りますが、大きく飛んでいただきまして、決算書の 152 ページをお開きください。

平成 30 年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1 番、歳入総額 70 億 7,656 万 3,560 円、平成 29 年度と比較して 5 億 6,172 万 2,078 円の減額、率にして 7.4% の減額となっております。

2 番の歳出総額 67 億 1,653 万 7,972 円、平成 29 年度と比較して 3 億 8,175 万 5,399 円減、率にして 5.4% の減額となっております。

3 番の歳入歳出差引額は 3 億 6,002 万 5,588 円、4 番（2）の繰越明許費繰越額が 2,878 万 1,000 円、5 番の実質収支額 3 億 3,124 万 4,588 円でございます。

ました。

続きまして、特別会計についてございますが、特別会計決算書につきましては、実質収支に関する調書で御説明を申し上げます。

それでは、国民健康保険税事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

決算書の176ページをお開きください。

1番の歳入総額は13億2,546万6,289円、平成29年度比で3億6,996万8,068円の減、21.8%の減額となっております。

歳入の減額の主な理由につきましては、平成30年度より国民健康保険法の改正により、新たに県も国保の一部の業務を行うこととなっております。それに伴い、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化の事業が町から県へ移行いたしました。このことによる交付金の減額でございます。また国民健康保険税の被保険者の減少も減額の要因の一つでございます。

なお、国民健康保険税の現年課税分の徴収率は97.14%でございました。

2番の歳出総額は13億664万8,653円、平成29年度比で3億1,325万3,195円の減、19.34%の減額でございました。

減額の主な理由につきましては、歳入減額と同じ理由でございます。

3番の歳入歳出差引額1,881万7,676円。

4番(2)の繰越明許費繰越額は15万3,000円でございます。

これにつきましては、国民健康保険税の還付金が繰り越しとなっております。

5番の実質収支につきましては1,866万4,637円でございます。

続きまして、国民健康保険診療所事業特別会計について御説明を申し上げます。

190ページをお開きください。

1番、歳入総額は8,700万9,352円、平成29年度比で1万3,978円減でほぼ横ばいでした。

2番の歳出総額は8,302万951円。平成29年度比で190万8,951円減2.2%の減でございました。

3番、歳入歳出差引残高及び5番の実質収支額とも398万8,401円でした。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について御説明を申し上げます。

204ページをお開きください。

1 番、歳入総額でございます。3 億 4, 1 9 3 万 6, 4 5 5 円。平成 2 9 年度比で 5 4 9 万 6, 5 9 2 円の増 1. 6 % の増額でございます。

2 番の歳出総額 3 億 4, 1 9 2 万 1 9 8 円、平成 2 9 年度比で 5 4 8 万 3 3 5 円増の 1. 6 % 増でございます。

3 番、歳入歳出差引額及び 5 番の実質収支額とも 1 万 6, 2 5 7 円でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

2 3 2 ページをお開きください。

1 番、歳入の総額は 1 7 億 9 9 3 万 9 1 7 円でございます。

2 番の歳出総額は 1 6 億 7, 0 8 4 万 8, 3 9 2 円でございます。

3 番、歳入歳出差引額、5 番の実質収支額とも 3, 9 0 8 万 2, 5 2 5 円でございます。

続きまして、のかみふれあい公園運営事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

2 4 6 ページをお開きください。

1 番、歳入総額は 4, 9 1 4 万 8, 8 5 0 円、平成 2 9 年度比で 8 7 7 万 3, 0 8 8 円増額、2 1. 7 % の増額でございます。増額の主な理由といたしまして、ふれあい公園の普及啓発を目的とした施設設置のため財政調整基金の繰入額の増額によるものでございます。

2 番の歳出総額は 4, 7 1 8 万 9, 0 9 9 円、平成 2 9 年度比で 8 7 9 万 6, 8 9 3 円の増、2 2. 9 % の増額でございます。

増額の主な理由につきましては、ふれあい公園パークゴルフ場の普及啓発を目的としたイベント用設備の設置費用 8 6 4 万円などが支出されたためでございます。

3 番の歳入歳出差引額、5 番の実質収支額とも 1 9 5 万 9, 7 5 1 円でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

2 5 8 ページをお開きください。

1 番の歳入総額は 2, 9 6 6 万 2, 4 0 2 円、平成 2 9 年度と比較して 5 7 1 万 2, 3 2 6 円の増、2 3. 8 % の増額となっております。

増額の理由でございますが、平成 3 0 年度は農山漁村地域整備交付金として 5 0 0 万円の補助金ございました。

これは当施設の機能診断及び最適整備構想策定業務委託費の国庫補助金でございます。

2 番の歳出総額は2,948万4,048円、平成29年度と比較で596万8,204円、率にして25.3%の増額となっております。

増額の主な理由につきましては、当施設の機能診断、最適整備構想策定業務委託で500万の支出があったためでございます。

3 番の歳入歳出差引額、5 番の実質収支額とも17万8,354円で行いました。

続きまして、紀美野町簡易水道事業特別会計の決算を御説明申し上げます。

272ページをお開きください。

この紀美野町簡易水道会計は、平成30年度より野上簡易水道会計と美里簡易水道会計の二つが一つになったものでございます。

1 番、歳入総額は1億9,803万179円、平成29年度野上及び美里簡易水道会計の合計と比較をすれば5,120万12円の増、34.9%の増額となっております。

増額の主な理由につきましては、平成30年度豪雨等による災害に関連した歳出額増に伴い、一般会計からの繰り入れを増額したものでございます。

2 番の歳出総額は1億9,782万1,749円、平成29年度と比較をしてみますと、5,214万1,131円の増、35.7%の増額となっております。

増額の主な理由でございますが、災害に備えた発電機修繕や給水ポンプの改修等による修繕費が増額をしました。また水道管布設工事や備蓄倉庫新築工事等により工事費が増額となっております。

3 番の歳入歳出差引額及び5 番の実質収支額とも20万8,430円で行いました。

次に、財産に関する調書について御説明を申し上げます。

274ページをお開きください。274ページから279ページにわたり公有財産の土地及び建物の調書となっております。

280ページをお開きください。

(2)の山林、(3)の有価証券及び(4)の出資による権利については、平成30年中の増額はございませんでした。

続きまして、281ページから282ページにわたり物品の増減について記載してございます。

続きまして、283ページをお開きください。

3 番、債権でございますが、災害援護資金県費貸付金につきましては、平成30年度中33万円の償還をいただき、貸付金残額が105万円となっております。

土地開発公社貸付金につきましては、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

旧美里町歳計外資金損害賠償及び損害金では、債権に係る損害延滞金が８６７万８，０００円の増額となり、決算年度末現在高は２億２，１１９万４，０００円となっております。

野上厚生病院の貸付金につきましては平成２９年度に３億円の貸付金を行ったものでございます。

２８４ページをお開きください。

４番基金でございます。（１）残高、各基金ごとの決算年度中の増加と減少及び決算年度末残高を記載してございます。

基金の現金の決算年度末残高の合計は、昨年度より１億７，７３９万６，０００円増の４０億１，８８８万７，０００円となっております。

２５８ページをお願いいたします。（２）の定期基金の運用状況を記載してございます。

議案第８２号から議案第８９号及び財産に関する調書の説明は以上でございます。

この決算につきましては、菊本代表監査委員、美濃監査委員の決算審査意見書や主要施策成果報告書もお手元に提出をさせていただいております。十分御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（会計管理者 北山 仁君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、決算審査の結果について報告願います。

代表監査委員、菊本君。

（代表監査委員 菊本邦夫君 登壇）

○代表監査委員（菊本邦夫君） ただいま会計管理者から平成３０年度の決算について報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

１３ページから１４ページをごらんください。

令和元年８月５日から２６日にかけて紀美野町役場特別室において、美濃監査委員と私の２人で審査を行いました。意見書は次のとおりです。

平成３０年度紀美野町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第２３３条第２項の規定により平成３０年度紀美野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

審査対象は、平成30年度紀美野町一般会計及び七つの特別会計及び関係帳簿等です。個々に審査報告を申し上げるのが本当ではございますが、一括して審査の総括的意見で御勘弁をお願い申し上げます。

各会計の予算額及び収入支出済額は、関係帳簿により出納証書類を余すところなく調査の上、その内容についても慎重に審査した結果、本決算は正確であるものと認めました。

収入面においては、町税について、法人住民税を除く各税目で収入率の低下が認めました。一般会計の過半を占める地方交付税については、人口減少の影響や合併算定がえの縮減により今後も減少する見込みがあることから、貴重な自主財源の確保のため、より一層の適切な徴収に努め、滞納額の減少に努めていただくようお願いします。

支出面においては、臨時的任用職員の増加による賃金や社会保険料等の費用に増加が認めました。それぞれの部署において職員管理の業務量が多くなっていることがうかがえることから、ICT活用による業務改革、委託指定管理者制度等のアウトソーシング、正職員の適切な人員配置により業務の効率的な運営と合理化を検討いただきますようお願いいたします。

特別会計においては、簡易水道事業で、水道料金の徴収率増加による未収金の減少が認めました。一方、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業においては、滞納繰り越し分における徴収率の減少とともに、不納欠損額の増加が認めました。

なお、町営住宅等の使用料や水道料金は私債権されていることから、早期徴収に向けた体制の強化や、時効の中断を含む的確な時効処理等の実施を行い、未収金の解消に最善を尽くしていただきたいと思います。

健全化判断比率の財政指標は普通交付税の減少や標準財政規模が減少した影響から、実質公債比率については増加が認められました。一方、将来負担比率については、地方債現在高の減少により改善しています。

しかしながら、公共施設の老朽化に伴う更新費用や少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費などの財政需要は今後も増加する見込みです。については、引き続き将来にわたる健全な財政運営に努力され、まちづくりを一層推進されることを期待します。

令和元年8月26日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、平成30年度紀美野町一般会計・特別会計の決算審査の報告を終わらせてい

たきます。

続きまして、２３ページをお開きください。

基金の運用状況の審査意見書です。

地方自治法第２４１条第５項の規定により基金について審査したところ、その運用状況に問題なく、また預金証書の額面、利息計算書、その他証票書類が符合したので適正であるものと認めました。

令和元年８月２６日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

続きまして、２６ページから２７ページをごらんください。

平成３０年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

健全化判断比率。

簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

令和元年８月２６日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫君 降壇)

◎日程第１２ 議案第９０号 平成３０年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２、議案第９０号、平成３０年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について議題とします。

説明をお願いします。水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書１２ページをお開きください。

議案第 90 号、平成 30 年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、利益を処分したいので議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により標記決算を別冊により、別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 10 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、別冊の紀美野町上水道事業決算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

平成 30 年度紀美野町上水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

第 1 款水道事業収益の決算額は 1 億 6 6 1 万 1, 2 1 3 円でございます。

第 1 項営業収益は 1 億 2 1 8 万 3, 6 1 9 円、第 2 項営業外収益は 4 4 2 万 7, 5 9 4 円でございます。

次に、支出でございます。

第 1 款水道事業費用の決算額は 1 億 6 0 万 3, 0 8 5 円でございます。

第 1 項営業費用は 9, 3 3 3 万 4, 2 5 4 円、第 2 項営業外費用は 7 2 6 万 8, 8 3 1 円。

第 3 項予備費はゼロ円でございます。

2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、資本的収入の決算額はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第 1 款資本的支出の決算額は 3, 3 5 1 万 6 3 9 円でございます。第 1 項の建設改良費における決算額として 1, 8 2 4 万 1 2 0 円、第 2 項の企業債償還金決算額として 1, 5 2 7 万 5 1 9 円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 3, 3 5 1 万 6 3 9 円は、過年度分損益勘定留保資金により 3, 2 1 5 万 9, 5 1 9 円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 1 3 5 万 1, 1 2 0 円により補填を行いました。

3 ページをごらんください。

平成30年度紀美野上水道事業損益計算書でございます。

1番の営業収益では、給水収益として9,409万5,544円、その他営業収益として54万1,364円の合計が9,463万6,908円でございます。

営業費用では、原水及び浄水費で2,507万4,120円、配水及び給水費で2,162万2,142円、業務及び総経費で2,106万5,436円、減価償却費で2,221万6,105円、資産減耗費で8万4,705円、合計が9,006万2,508円となり、収支差し引き457万4,400円が営業利益となります。

次に、4ページをお開きください。

営業外収益では、受取利息及び配当金で6万9,508円、他会計補助金で3,000円、雑収益で54万357円、長期前受金戻入で377万1,832円、合計が438万4,697円でございます。

営業外費用では、支払利息で418万1,237円、雑支出で12万852円、合計が430万2,089円となり、収支差し引き8万2,608円の営業外利益となります。それぞれの利益の合計465万7,008円が経常利益となります。前年度繰越利益剰余金2億5,831万6,730円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2億6,297万3,738円となります。

次に、5ページをごらんください。

平成30年度紀美野町上水道事業剰余金計算書でございます。

資本金でございます。

自己資本金は2億1,508万658円で、借入資本金はございません。

次に、剰余金でございます。資本剰余金はございません。

利益剰余金でございます。減債積立金として前年度50万円を積み立てまして550万円、建設改良積立金はございません。未処分利益剰余金は現年度末残高2億5,881万6,730円から前年度処分の50万円を差し引き2億5,831万6,730円が前年度繰越利益剰余金となり、当年度変動額として、当年度純利益の465万7,008円を合わせまして、当年度の期末残高は2億6,297万3,738円でございます。利益剰余金の合計は当年度末残高で2億6,847万3,738円となります。資本合計につきましては、当年度末残高で4億8,355万4,396円でございます。

次に、6ページをお開きください。

平成30年度紀美野町上水道事業剰余金処分計算書案でございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高２億６,２９７万３,７３８円から、減債積立金として５０万円を計上し、処分後の残高は２億６,２４７万３,７３８円でございます。

次に、７ページをごらんください。

平成３０年度紀美野町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、固定資産、有形固定資産において、減価償却後の金額といたしまして土地で１,２６６万７０９円、建物で６０５万９,４９６円、構築物で４億３,９５９万４,７４６円、機械及び装置で１,５０５万２４５円、車両運搬具で１２２万５,６２９円、工具器具及び備品で５８万９,１６０円、以上で固定資産の合計は４億７,５１７万９,９８５円でございます。

次に、流動資産といたしまして、現金預金で２億５,０９６万９,５０３円、未収金で５２３万７,３２７円、貯蔵品で３０万５,４３４円、以上で流動資産の合計は２億５,６５１万２,２６４円となり、資産合計は７億３,１６９万２,２４９円でございます。

８ページをお開きください。

負債の部でございます。

固定負債を企業債として１億７,４８７万３,４０７円、流動負債につきましては、企業債で１,５６２万１,８４０円、未払金で３６１万５７６円、引当金は、賞与引当金で１４９万２,０００円、法定福利引当金で２８万７,０００円の、流動負債の合計は２,１０１万１,４１６円でございます。

繰延収益として、長期前受金の収益側の繰延収益は５,２２５万３,０３０円となり、負債合計は２億４,８１３万７,８５３円でございます。

次に、９ページをごらんください。

資本の部でございます。

資本金、自己資本金で、固有資本金は２９９万９,６６０円、繰入資本金４,８３９万９,０００円、組入資本金が１億６,３６８万１,９９８円で、資本金合計は２億１,５０８万６５８円でございます。

次に、剰余金で、利益剰余金の減債積立金としまして５５０万円、当年度未処分利益剰余金が２億６,２９７万３,７３８円で、剰余金の合計は２億６,８４７万３,７３８円となりまして、資本合計が４億８,３５５万４,３９６円、負債資本の合計は７億３,１６９万２,２４９円でございます。

１２ページをお開きください。

平成30年度紀美野町上水道事業報告書でございます。

1番の総括事業におきまして、給水人口が4,756人で、103人の減少、年間配水量は61万630立方メートルで、1,540立方メートルの減少、有収水量につきましても56万2,519立方メートルで、3,747立方メートルの減少となっております。有収率につきましては92.1%で、0.4%の減少となっております。

2番の水道事業関係議会議決事項におきまして、議案第42号で平成30年度紀美野町上水道事業会計予算、議案第68号で平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算第1号、議案第95号で平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算第2号として議会の議決を賜りました。

3番の職員に関する事項で、平成31年3月31日現在で、事務吏員が2名、技術吏員が2名で増減はございません。

次に13ページをごらんください。2番の工事におきまして、建設改良時において動木地区で布設がえ工事を実施しております。また下佐々・福井地区におきまして、新設配水管の布設を実施してございます。

次に、14ページ、15ページにつきましては、さきに説明させていただいたものと同様の内容となるために割愛させていただきます。

次に、16ページをお開きください。

4番の会計、1番の重要契約の要旨についてでございますが、先ほどの建設改良工事でございます。平成30年5月22日契約、契約金額341万8,200円、町道馬谷1号線配水管布設がえ工事動木地内でございます。契約の相手方は、品川水道工業株式会社。

次に、平成30年6月27日契約、契約金額1,482万1,920円、下佐々・福井地区配水管布設工事、下佐々・福井内でございます。契約の相手方は株式会社吉田組でございます。

2番の企業債及び一時借入金の概況についてでございますが、イの企業債につきまして、前年度末残高が2億576万5,766円、本年度末償還額が1,527万519円、本年度末残高が1億9,049万5,247円でございます。

次に17ページをごらんください。

平成30年度紀美野町上水道事業決算キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは、原材料、商品の購入、人件費の支出等、また

営業収入や負担金、補助金等の収入、利息の支払いによるもので、計 2,559 万 1,626 円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良工事によるもので、1,824 万 120 円の支出でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還による支出で、1,527 万 519 円の支出でございます。これにより資金の増減額は 791 万 9,013 円の減少となり、資金期末残高は 2 億 5,096 万 9,503 円でございます。

18 ページから 25 ページまでは財務諸表附属書類及び固定資産明細書、企業債明細書となっております。後ほど御精読いただき、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 説明が終わりましたので、決算審査の結果について報告願います。

代表監査委員、菊本君。

(代表監査委員 菊本邦夫君 登壇)

○代表監査委員 (菊本邦夫君) ただいま水道課長から平成 30 年度の決算について報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

議案書の 24 ページから 25 ページをお開きください。

平成 30 年度紀美野町公営企業歳入歳出決算審査意見書。

平成 30 年度紀美野町上水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長より決算審査の請求を受け審査したところ、執行上遺漏なく勘定科目と収入、支出票及び証拠書類と符合一致しましたので、本会計決算は正確であるものと認めました。

水道料金の未収金額について、前年度より減少が認められました。公費負担の原則からも引き続き未収金の回収に努力するとともに、時効中断を含む的確な時効処理等の実施を行われますようお願いします。

また、中長期的な視点を持って水道施設の整備及び維持管理の適正化に努め、安定的な給水確保に努められますようお願いします。

令和元年 8 月 26 日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

続きまして、２７ページをお開きください。

平成３０年度上水道事業会計の経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

上水道事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

令和元年８月２６日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 美濃良和

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前１０時１８分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前１０時３４分)

◎日程第１３ 議案第８１号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について)

◎日程第１４ 議案第９１号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１３、議案第８１号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について）及び日程第１４、議案第９１号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、議案第８１号、専決処分の承認を求める

ことについて、及び議案第 9 1 号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例についての御説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表の 1 ページをお開きください。

議案第 8 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したいので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和元年 9 月 1 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページ、お願いします。

専決処分書。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をする。

令和元年 7 月 1 9 日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成 3 0 年 1 0 月 1 日に施行されたことにより、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給制限の適用期間が改正され、それに伴い紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

議案書の 3 ページをお開きください。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例。

令和元年 7 月 1 9 日。

条例第 4 0 号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「7 月 3 1 日」を「1 0 月 3 1 日」に改める。

改正内容でございますが、ひとり親医療費助成は、児童扶養手当を施行、第 2 条の 4 第 2 項に基づき、所得判定を行っており、1 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となるものについては、当該医療費の申請が行われた年の前年の前年の所得、前々年とすると改正されています。

改正前の条例では、配偶者のいない男子もしくは女子または養育者の前年所得 1 月 1 日から 7 月 3 1 日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となる場合にあっては、前々年所得とする。以下同じでございますが、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上のときとあるので、8 月 1 日から 1 0 月 3 1 日の間の 3 カ月間、児童

扶養手当の対象と、医療費助成の対象者にずれが生じるため、改正したものでございます。

附則でございます。この条例は令和元年8月1日から施行する。

以上で、専決処分の承認を求めることについての説明といたします。原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第91号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお開きください。新旧対照表については、2ページをお開きください。

議案第91号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について。

紀美野町印鑑条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年9月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、紀美野町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案書の29ページをお開きください。

紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町印鑑条例の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、住民票等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されました。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する方が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるように改正するものでございます。

これにより結婚等で氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を申し出により住民票等に併記し、公証することができるようになるため、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することや、就職や職場等での本人証明に資することができることとなります。

なお、議案の中身を読み上げることについては省略させていただきたいと思います。

附則でございます。この条例は令和元年11月5日から施行する。

なお、新旧対照表の2ページから4ページを順次御確認賜りますようお願い

申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 1 号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第 1 5 議案第 9 2 号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 5、議案第 9 2 号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の 3 1 ページをごらんください。

議案第 9 2 号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例等の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、紀美野町職員給与条例及び紀美野町職員の旅費条例の改正を行うものでございます。

次の 3 2 ページをごらんください。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例でございます。

お手元にお配りしています条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の 5 ページから 8 ページもあわせてごらんいただきたく存じます。

令和元年 6 月 1 4 日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法にて成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法第 1 6 条第 1 項が削除され、欠格条項、その他の権利の制限に係る規定の適正化が図られました。これに伴い、関連する紀美野町職員給与条例及び紀美野町職員の旅費条例の一部を改正するものでございます。

職員給与条例改正の内容としましては、期末手当の基準日の判定について規定しています第 2 2 条第 1 項中、第 2 2 条の 2 第 2 号中、第 2 6 条第 6 項中の地方公務員法第 1

6 条第 1 項に関する規定を、また勤勉手当の基準日の判定について規定しています第 2 3 条第 1 項中の地方公務員法第 1 6 条第 1 項に関する規定を、それぞれ削除するものでございます。

職員の旅費条例の改正の内容としましては、旅費の支給について規定しています第 3 条第 3 項中、地方公務員法第 1 6 条第 1 項が削除されたことに伴い、各号とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年 1 2 月 1 4 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 2 号の説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第 1 6 議案第 9 3 号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 7 議案第 9 4 号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 6、議案第 9 3 号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 1 7、議案第 9 4 号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、議案書の 3 3 ページをお開きください。

議案第 9 3 号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正施行され、災害弔慰金の貸し付けを受けたものが置かれている状況に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大について必要な措置を講じるため、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものであります。

続きまして、3 4 ページをお願いいたします。

なお、新旧対照表は9ページをごらんください。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3、償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

なお、今回の改正内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正により、やむを得ない理由により災害援護資金の貸し付けを受けたものが支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められる場合は、償還金の支払いを猶予することができることとなりました。

また、災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい傷害を受けたために災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金に貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができることとなりました。

また、償還金の支払いを猶予し、また災害援護資金の償還未済額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けたもの、またはその保証人の収入または資産の状況について災害援護資金の貸し付けを受けた者もしくはその保証人に報告を求め、または必要な文書の閲覧もしくは資料の提出を求めることができるものとなり、今回の改正は条例中の引用法令の条項のずれが生じたことによる所要の条例整備を行うものです。

以上、簡単ですが、議案第93号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の35ページをお開きください。

議案第94号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うものでございます。

続きまして、３６ページをお願いいたします。

なお、新旧対照表は１０ページをごらんください。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第２号中、法第３４条の２０第１項第４号を法第３４条の２０第１項第３号に改める。

附則でございす。この条例は公布の日から施行する。

今回の改正内容につきましては、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人の資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている各制度について整備するもので、児童福祉法の養育里親及び養子縁組里親の欠格事項についても、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除され、同項第２項第２号以降の号が繰り上がるために所要の条例整備を行うものでございす。

以上、簡単ですが、議案第９４号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、可決していただきますようよろしくお願いします。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

◎日程第１８ 議案第９５号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第１９ 議案第９６号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１８、議案第９５号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第１９、議案第９６号、物品購入契約の締結について、一括議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の３７ページをお開きください。

議案第９５号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年９月１０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、紀美野町消防団の設置等に関する条例の改正を行うものでございます。

３８ページをごらんください。

なお、新旧対照表は１１ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を、次のように改正する。第５条第１号を削り、同条第２号中「禁錮」を、「禁錮」ルビなしに改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号を同条第３号とする。

附則、この条例は令和元年１２月１４日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことによりまして、成年被後見人等の人権が尊重され、成年後見制度を利用していることを理由として、資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格、職種等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断することとされました。今回の一部改正はこれに伴うものでございまして、令和元年１２月１４日から施行するとしてございます。

以上、第９５号の説明を終わらせていただきます。

引き続き、第９６号の説明をさせていただきます。

３９ページをお開きください。

議案第９６号、物品購入契約の締結について。

次のとおり、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年９月１０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的。令和元年度防火服整備事業、契約方法、指名競争入札。契約金額 9 7 9 万 7, 7 6 0 円、契約の相手方、和歌山市蔵小路 1 6 番地。有限会社和歌山防火協会、代表取締役山本幹哉。

平成 1 8 年度に整備し、現在使用中であります防火服及びしころつき防火帽 3 6 セットを更新配備するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第 2 0 議案第 9 7 号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2 0、議案第 9 7 号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の 4 0 ページをお開きください。

議案第 9 7 号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）。

令和元年度紀美野町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9, 4 4 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 0 億 1, 5 0 9 万 5, 0 0 0 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 9 月 1 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1 0 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金で 2 2 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う個人住民税の減収補填、自動車税の減収補填、軽自動車税の減収補填の特例交付金の額確定によるものでございます。

2 目子ども子育て支援臨時特例交付金 8 5 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、幼児教育・保育無償化に伴う交付金でございます。

1 1 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税で 1 億 2, 2 8 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度の普通交付税の算出額の確定による補正でございます。

1 3 款分担金及び負担金、1 項 3 目災害復旧費分担金 3 6 万円の増額補正で、農地の災害復旧事業に係るものでございます。

2 項 2 目民生費負担金 1 7 1 万円の減額補正で、1 0 月から町単独の施策で 2 歳児以下も含めて保育料を無料化とすることに伴うものでございます。

1 5 款国庫支出金、2 項 2 目民生費国庫負担金 1, 5 4 6 万円の増額補正で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

6 目消防費国庫補助金で 9 1 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、消防団施設整備費補助金でございます。

4 ページをお開きください。

1 6 款県支出金、2 項 4 目農業水産費県補助金 1 6 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、中山間地域直接支払交付金でございます。

9 目災害復旧費県補助金 1 8 0 万円の増額補正で、現年農地農業用施設災害復旧事業に係るものでございます。

1 9 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 3, 5 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましては、普通交付税及び繰越金の額の確定に伴うものでございます。

5 目ふるさとまちづくり応援基金繰入金 1 5 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、美里中学校特別支援学級普通教室の空調設置工事と消防団の消防用備品購入の経費に充てるものでございます。

6 目合併振興基金繰入金 6, 7 3 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、美里中学校バリアフリー化に伴う経費と星の動物園環境整備測量設計委託に係る経費に充てるものでございます。

2 0 款繰越金、1 項 1 目繰越金で 3 億 2, 6 2 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

2 1 款諸収入、4 款 1 目雑入 5 0 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、保育所児童給食費の

減額でございます。

22款町債、1項1目総務債40万円の減額補正で、海南鋼管団地の河南集会所改修に伴う財源を過疎対策事業債から合併特例債に振りかえたためでございます。

7目臨時財政対策債で1,688万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費29万3,000円の増額補正で、本庁舎の浄化槽の修繕でございます。

7目支所及び出張所費84万9,000円の増額補正で、完成が近い志賀野出張所の開所に伴う経費でございます。

8目自治振興費、これは海南鋼管団地の河南集会所トイレ修理の財源の起債を過疎対策債から合併特例債に変更したため、補正額の増減はございません。

9目交通安全対策費77万3,000円の増額補正で、カーブミラー設置の工事費でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費12万2,000円の増額補正で、これは本庁と支所の窓口用パソコンの電力瞬断対応装置の経費でございます。

7ページをごらんください。

3款民生費、1項3目老人福祉費1,574万7,000円の増額補正でございます。認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金1,546万円と、介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の過年度返還金28万7,000円でございます。

4目障害者福祉費788万1,000円の増額補正で、就学前の障害児の給食費を給付するための児童発達支援等利用者負担給付金13万1,000円と、自立支援給付費、自立支援医療費、障害児入所給付費の過年度返還金775万円でございます。

7目子ども医療費24万3,000円の増額補正で、県乳幼児医療費補助金の過年度返還金でございます。

8目ひとり親家庭医療費4万3,000円の増額補正で、県ひとり親家庭医療費補助金の過年度返還金でございます。

2項1目児童福祉総務費272万8,000円の増額補正で、超過勤務手当40万円、

保育所等に通所しないで子どもを家庭で保育している世帯への新たに創設する在宅育児手当216万円、子ども子育て支援事業費の交付金補助金の過年度返還金16万8,000円でございます。

2目青少年対策費48万2,000円の増額補正で、超過勤務手当でございます。

4目保育所費、給食費の無償化に伴い、その財源を保護者の負担金から一般財源に振りかえるため、補正額の増減はございません。

8ページをお開きください。

5目児童館運営費26万3,000円の増額補正で、中央児童館の屋根の防水等の修理でございます。

6目学童保育費87万4,000円の増額補正で、放課後健全育成事業補助金の過年度の返還金でございます。

4款衛生費、1項3目母子衛生費58万6,000円の増額補正で、母子保健衛生費国庫補助金の過年度返還金でございます。

5目成年保健対策費2万6,000円の増額補正で、健康推進事業費県補助金の過年度返還金でございます。

2項2目塵芥処理費548万4,000円の増額補正で、野上区域塵埃処理場の補修整備に係る測量設計管理委託料100万1,000円と工事費448万3,000円でございます。

9ページにわたりまして、5款農林水産業費、1項3目農業振興費164万8,000円の増額補正で、中山間地域直接支払交付金でございます。

2項1目林業総務費2万1,000円の増額補正、県治山林道協会への負担金で、負担割合の増額によるものでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費10万8,000円の増額補正、県道路協会への負担金で、負担割合の増額によるものでございます。

5項1目建設残土処理費1,400万円の増額補正で、建設残土処理場の散水業務委託料に300万円、進入路舗装工事に1,100万円を計上してございます。

8款消防費1項2目非常備消防費282万6,000円の増額補正で、消防団にチェーンソー32台を追加するものでございます。

10ページをお開きください。

9款教育費1項2目事務局費60万円の増額補正で、超過勤務手当でございます。

3目教育所費17万円の増額補正で、学校運営協議会委員の報酬14万円と、海外青年招致事業3万円でございます。

3項1目学校管理費4,438万5,000円の増額補正です。美里中学校において空調、多目的トイレ、段差解消、階段昇降機などを整備し、バリアフリー化を行う事業でございます。

4項1目社会教育総務費10万円の増額補正で、文化・芸術分野で全国大会や近畿大会などに出場した際の報償費でございます。

7目星の動物園管理運営費2,478万5,000円の増額補正で、星の動物園の環境整備測量設計業務の委託料として計上してございます。

11ページをごらんください。

5項1目保健体育総務費20万円の増額補正で、スポーツ大会で全国大会や近畿大会などに出場した際の報償費でございます。

10款災害復旧費2項1目農地農業用施設災害復旧費、農地3件分360万円の増額補正でございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金費で1億6,562万3,000円の増額で、積立金の補正でございます。

恐れ入りますが、議案書の44ページに戻っていただきたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。変更するものは一般単独事業債で、限度額を730万円増額の4億8,340万円に、過疎対策事業債で限度額を770万円減額の2億9,130万円に、臨時財政対策債で限度額を1,688万9,000円減額の1億3,311万1,000円にしております。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第97号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第21 議案第98号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第22 議案第99号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２１、議案第９８号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第２２、議案第９９号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 恐れ入ります。議案書の４６ページをごらんください。

議案第９８号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和元年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３５７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億６，７６８万円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年９月１０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入ります。予算に関する説明書の１４ページをごらんください。

歳入でございます。

５款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金８５４万６，０００円の減額補正でございます。これにつきましては、平成３０年度決算に伴う額の確定による減額でございます。補正後の財政調整基金残高は２億６７万７，３８３円でございます。

６款繰越金、１項、１目前年度繰越金１，８６６万３，０００円の増額補正です。平成３０年度決算額の確定により、１，８６６万４，０００円から当初予算１，０００円を差し引き補正するものでございます。

７款諸収入、２項３目雑入、療養給付費返還金３４６万２，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度の平成３１年２月診療分、３月受け付け分精算により国保連合会による返還分でございます。

次に１５ページ、歳出でございます。

６款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金、２５節積立金９３３万３，０００円

の増額補正でございます。前年度繰越額の確定により、財政調整基金条例第2条に基づき積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金、23償還金利子及び割引料424万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入で国保連合会より返還された額にレセプト審査手数料を追加し、当初予算計上分を差し引いた351万円と、平成30年度特定健康診査等負担金償還金73万6,000円と額の確定による県交付金償還分として増額補正でございます。

以上、簡単ですが、議案第98号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の50ページをごらんください。

議案第99号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億933万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の18ページをごらんください。

歳入でございます。

5款繰越金、1項1目繰越金23万4,000円の増額補正でございます。平成30年度からの繰越金により充当する補正でございます。

次の19ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費23万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、11節修繕料長谷毛原診療所、診療室の仕切り用カーテン移設及び網戸5枚張りかえ費として10万2,000円を計上するものでございます。

18節備品購入費、電子カルテ外部接続用ノートパソコン、往診画像確認用でございます。13万2,000円でございます。

以上、令和年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第２３ 議案第１００号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２３、議案第１００号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の５４ページをお開きください。

議案第１００号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。

令和元年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,９０８万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億５,１５９万９,０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年９月１０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、恐れ入りますが、予算に関する説明書の２２ページをお開きください。

歳入でございます。８款繰越金、１項１目繰越金で３,９０８万１,０００円の増額補正でございます。これは前年度からの繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の２３ページをお開きください。

歳出でございます。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金の２,４２５万４,０００円の増額補正で、繰越金の額の確定に伴う積み立ての補正でございます。

続いて、５款諸支出金、１項２目償還金の１,４８２万７,０００円の増額補正でございます。これは平成３０年度の給付実績の減に伴う過年度返還金でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１００号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれで散会します。

（午前 11 時 27 分）